

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十三号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中

三原竹原線 吉名停車場線 大乗停車場線 竹原港線 上三永竹原線 造賀田万里線 南方竹原線 竹原吉名線	竹原市
三次大和線 甲山甲奴上市線 世羅甲田線 府中世羅二和線 三次庄原線 三次三和線 三良坂総領線 三次江津線 三和大和線 新市三次線 甲奴停車場線 吉全停車場線 二良坂停車場線 塩町停車場線 志和地停車場線 三次停車場線 神杉停車場線 別迫上下線 梶田三良坂線 太郎丸吉舎線 宇賀矢野線 宇賀安田線 若屋秋町線 糸井塩町線 和知塩町線 青河江田川之内線 和知三次線 木呂田本郷線 香淀三次線 大津横谷線 羽出庭向原線 羽出庭三良坂線 七塚三良坂線 下門田泉吉田線 三次インター線	三次市

を

三原竹原線 吉名停車場線 大乗停車場線 竹原港線 上三永竹原線 造賀田万里線 南方竹原線 竹原吉名線	竹原市
---	-----

に改め、同

条第二項の表中

宇賀矢野線 糸井塩町線 木呂田本郷線 大津横谷線 下門田泉吉田線 千代田八千代線 邑南高宮線 三次江津線 中北川根線 船木上福田線 志和口向原線	三次市 安芸高田市
--	--------------

を

千代田八千代線 邑南高宮線 三次江津線 中北川根線 船木上福田線 志和口向原線	安芸高田市
--	-------

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月二十六日から施行する。